

# 青森県報

第七十六号

令和八年  
六月十日  
(水曜日)

公 営 企 業

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………

(病院局) ……  
(事業統括部) ……  
五

## 公 告

### 連携管理保全計画の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の十一第一項の規定により、津軽平川土地改良区、豊田土地改良区、石川土地改良区、六羽川土地改良区、平川土地改良区、枝川鶴田土地改良区及び五所川原北部土地改良区に係る連携管理保全計画を令和八年五月十五日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### 連携管理保全計画の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の十一第一項の規定により、中市筒口土地改良区、蛭川土地改良区、天満下土地改良区及び倉石土地改良区に係る連携管理保全計画を令和八年五月十五日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### 連携管理保全計画の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の十一第一項の規定により、西津軽土地改良区及び大田光土地改良区に係る連携管理保全計画を令和八年五月十八日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により公告する。

## 目 次

○連携管理保全計画の認可……………(農村整備課) ……一

○右 同……………( 同 ) ……一

○右 同……………( 同 ) ……一

○右 同……………( 同 ) ……一

○県営土地改良事業計画の決定……………( 同 ) ……二

○右 同……………( 同 ) ……二

○県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定……………( 同 ) ……二

○知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課) ……三

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受けること  
となった政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部  
訂正……………( 同 ) ……四

### 人事委員会

○人事委員会規則七―一九八(職員の退職手当に関する条例  
に基づく意見の聴取の手續に関する規則)の一部を改正す  
る規則……………(事務局) ……四

### 監査委員

○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……五

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

連携管理保全計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定により、青森北部土地改良区、青森中部土地改良区、青森第二北部土地改良区及び奥内土地改良区に係る連携管理保全計画を令和八年五月十八日認可したので、同法第五十七条の十二第二項の規定により公告する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小湊地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、藤坂頭首工地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定によ

り、間木堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災等工事））の緊急防災等工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災等工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

緊急防災等工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和八年三月三十日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和八年六月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次の

とおりとする。

第1 へろまへろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまへろ（小型魚）漁業	335.3トン

第2 へろまへろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまへろ（大型魚）漁業	834.1トン

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年五月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
蛭沢正紀後援会	蛭沢 正紀	蛭沢 正子	上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一
清野一榮会	清野 一榮	大場 俊一	弘前市大字紙漉沢字堰根一五六



第一条中「第三章第二節」の下に「及び青森県行政手続条例第十五条第四項等に規定する方法を定める規則（令和八年五月青森県規則第三十六号）」を加える。

第二条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十日

- 青森県監査委員 佐々木 知彦
- 青森県監査委員 三 浦 朋 子
- 青森県監査委員 木 明 和 人
- 青森県監査委員 菊 池 勲

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
加藤 聡	東京都中央区日本橋人形町三丁目五の一〇
鳩 健 二	青森県八戸市長根二丁目七の一四
齊藤 貴彰	青森県八戸市南類家一丁目一五の六
鈴木 崇大	青森県弘前市大字西ヶ丘町一二の五
千田 泰士	青森県八戸市売市二丁目八の五

佐藤 大悟 青森県弘前市大字清水森字沼田三九の二

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和八年六月十日から令和九年三月三十一日まで

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年六月十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院局職員就業規程第五号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加え、同項第九号中「期間（）」の下に「当該期間が業務の繁忙期であることその他の」を加える。

第二十八条の二中「青森県病院局職員被服貸与規程」を「青森県病院局職員被服等貸与規程」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 令和八年六月一日から令和九年三月三十一日までの間における次に掲げる職員に対する第二十一条第一項第十九号の規定の適用については、同号中「一の年の六月から十月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると管理者が認める職員にあっては、一の年の六月から十一月までの期間）」とあるのは、「令和八年六月から令和九年三月までの期間」とする。

一 第八十回国民スポーツ大会又は第二十五回全国障害者スポーツ大会の開催又は開催準備に係る業務（これらの大会に係る行幸啓に関する業務を含む。）に従事する職員

